

委任専決事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができる。

- 1 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約(契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条に定める額未満のものに限る。)を締結すること。
- 2 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る額が1,000,000円以下(交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内)のもの
- 3 目的物の価額が1,000,000円以下(相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)第2条第3号に規定する非強制徴収債権について履行を請求する場合にあつては、5,000,000円以下)の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと(次項に規定するものを除く。)
- 4 市営住宅に係る家賃若しくは駐車場の使用料の支払又は市営住宅若しくは市営住宅の駐車場の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停を行うこと。
- 5 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例の改正を行うこと。
- 6 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

附 則

- 1 この議決は、令和3年4月1日からその効力を生ずる。
- 2 委任専決事項の指定について(平成16年3月25日議決)は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。